

I 取組の概要

子どもの権利の普及・啓発の取組

○ 主な子どもの意見表明・参加の促進の取組

- ・ 「子ども議会」に子ども議員 23 名・サポーター 9 名が参加し、札幌のまちづくりについて考えた成果を発表
- ・ 「市政に対する子どもからの提案・意見募集ハガキ」に計 200 通の回答
- ・ その他、各局区において子どもを対象としたパブリックコメント（キッズコメント）やアンケート、ワークショップを実施

○ 主な理解促進・意識向上の取組

- ・ 学校の授業に活用できる子どもの権利パンフレットを教育委員会と連携して配布
- ・ 市内の認可保育所・幼稚園等の 3 歳児クラスの保護者を対象に、乳幼児保護者向けリーフレットを配布
- ・ 市内 3 か所において、子どもたちから作品を募集した「子どもの権利 せんりゅう・ポスター展」等を開催

子どもの権利に関する推進計画の成果指標等の状況

令和 2 年度から毎年実施している「子ども・子育てに関する市民アンケート調査」結果から、推進計画の成果指標の状況を把握し、取組の検証や計画策定の基礎資料として活用している。

指標	対象	当初値※ (平成 30 年度)	令和 2 年度	3 年度	4 年度	目標値 (令和 6 年度)
自分のことが好きだ と思う子どもの割合	子ども	67.4%	67.6%	67.3%	67.2%	80.0%
子どもの権利について の認知度	子ども	61.4%	71.0%	70.2%	70.7%	75.0%
	大人	61.0%	63.1%	69.7%	65.7%	75.0%
子どもの権利が大切に されていると思う 人の割合	子ども	63.8%	62.3%	58.5%	61.7%	70.0%
	大人	49.2%	50.7%	53.0%	49.6%	65.0%

※ 「子どもに関する実態・意識調査」結果。子ども未来局が実施。

【まとめ】

推進計画の成果指標について、令和 4 年度「子ども・子育てに関する市民アンケート調査」結果では、当初値に比べて、「子どもの権利の認知度」は子ども・大人ともに上昇しており、子どもの権利の認識は広がりつつあることがうかがえるが、「子どもの権利が大切にされていると思う人の割合」は子どもで低下、大人は横ばいである。いじめ、虐待、子どもの貧困、ヤングケアラーなど、子どもの権利に関わる社会課題の顕在化に加え、3 年にわたるコロナ禍により、子どもに向けた取組の多くが制限されたことも大きく影響していると考えている。

令和 5 年度は、引き続き子どもの体験や参加の機会を確保していくとともに、こども基本法も踏まえ、全庁における子どもの意見表明機会の取組の更なる促進を図っていく。また、子どもの権利の認知度向上・理解促進に向けた普及啓発を始め、いじめ・虐待など権利侵害からの救済活動の充実を図りながら、より一層子どもの権利が大切にされる社会を目指していく。

子どもの権利救済機関（子どもアシストセンター）

いじめなどの権利侵害に悩み苦しんでいる子どもに関わる相談から実際の救済までを行う。行政から独立した第三者的立場で子どもを支援し、必要に応じて関係機関に働きかけを行っている。

○ 相談件数 （ ）は前年度比

年度	30 年度	令和元年度	2 年度	3 年度	4 年度
実件数	833 (11.7%減)	1,003 (20.4%増)	882 (12.1%減)	948 (7.5%増)	1,136 (19.8%増)
延べ件数	2,653 (19.6%減)	3,062 (15.4%増)	3,230 (5.5%増)	2,886 (10.7%減)	2,705 (6.3%減)

- ・ 令和4年度の相談件数は、実件数1,136件、延べ件数2,705件
- ・ 前年度に比べ、実件数は19.8%増加しているが、延べ件数は6.3%減少している

○ 「調整活動」の件数（調整先別）

調整先	30 年度	令和元年度	2 年度	3 年度	4 年度
学校	13	9	11	17	10
その他 (うち虐待通告)	7 (1)	5 (1)	9 (3)	33 (4)	17 (1)
合計	19※	13※	19※	32※	22※

※ 調整先が複数となるケースがあるため、調整先の合計が件数の合計と一致しない。

- ・ 調整活動は22件実施。そのうち、学校を調整先とする案件は10件。
- ・ 令和4年度における学校以外の調整先
市児童相談所（各区家庭児童相談室含む）（8件）、市教育委員会（1件）、北海道中央児童相談所（1件）、病院（1件）、少年サポートセンター（1件）、市スポーツ局（1件）、若者支援総合センター（1件）、その他（3件）

○ 救済の申立て

- ・ 令和4年度は救済の申立てが1件寄せられたが、札幌市子どもの最善の利益を実現するための権利条例第38条第7号により調査対象外とした。

○ 新たな広報活動等

- ・ 新学期開始時には、悩み等がない子どもであっても、新学期開始して6か月程度経過したころには、悩みを抱え、または、悩みが深刻化しているかもしれないという思いから、春に加え、秋にもデザインを新たにした子ども用カードを配布した。
- ・ 児童会館20か所において、学校で実際に起こるようなケースをペープサート（紙の人形劇）にて演じ、主に小学校低学年に向けてアシストセンターの周知を行った（参加人数1,019人）。
- ・ アシストセンターのホームページ中にある「子どものみなさんへ」という子どもに向けたページを子どもにわかりやすくかつ相談するときのハードルが低くなるようデザインをリニューアルした。
- ・ 悩みがない子どももLINE友だち登録を行うことが、「お守り」代わりになることを伝えながら、アシストセンターとつながっている子どもを増やすべく、LINE広告を実施した。

子どもの権利に関する教育委員会の取組

教育委員会では、教職員向けの研修や札幌市「人間尊重の教育」推進事業の実施と併せて、学校教育全体の中で、子どもが自他の権利の尊重について学び、子ども同士が支え合う活動に取り組み、子どもの権利の理念を生かした教育活動の充実を図るとともに、いじめ・不登校への対応などを通して、子どもの安心と学びのための環境づくりを進めた。

○ 教職員向け研修

- ・ 校長や教員が権利条例についてより一層理解することができるよう、新任管理職研修や初任段階における研修「1年次研修」などで子どもの権利に関する講義を行うとともに、学校生活に困りを感じている子どもの理解と支援や、ピア・サポート※に関連した演習などを行った。

※ 子ども同士（仲間=peer）が互いに支え合えるような関係を作り出す仕組み

研修名	研修内容	参加者
新任管理職研修	講義「子どもの権利」 講義「子どもアシストセンター」	園長・校長 61 名
初任段階における 研修「1年次研修」 新規採用養護教諭研修	講義「子どもの権利」 講義「子どもの貧困対策」 講義「子どもの権利を大切にしたい教育の実践」	対象教員 250 名
教育センター 研修講座	講義「いじめの対応と学校体制の在り方」	教員 149 名
	講義「不登校への対応」	教員 292 名
	講義「自殺予防の取組」	教員 93 名
	講義・演習「いじめの対応～ピア・サポート① ②～」	①教員 32 名 ②教員 28 名
	講義・演習「教育相談～子どもの育ちを支える 教育相談～」	教員 84 名
	講義・演習「不登校の対応～保護者や関係機関 との連携～」	教員 89 名
	講義・演習「危機管理～法的視野での危機管理 ～」	教員 70 名
幼小中学校合同 教育課程研究協議会	子どもの権利を踏まえた各教科における教育 課程の編成について協議した	園長、校長、教員 669 名

Ⅱ 取組の状況

(第3次札幌市子どもの権利に関する推進計画の基本施策ごとの主な取組状況)

基本施策1 子どもの権利を大切にする意識の向上

(1) 子どもの権利の普及・啓発や理解促進の実施

① パンフレット等

権利条例の内容や子どもの権利に関わる具体的な事例を紹介するパンフレットや、救済機関を紹介するチラシ等を作成し、子ども、各学校や関係施設、地域関係者等へ配布。

区分	種類	主な配布先
子どもの権利	条例パンフレット (小学4年・中学1年生)	小学4年・中学1年生全員
	Kenri Book (冊子)	一般、地域関係者など
	子どもの権利 PR チラシ (一般・高校生)	高等学校、小学1年生全員の保護者など
	3つ折リーフレット	一般
	乳幼児保護者向けリーフレット	保育所、幼稚園等の3歳児クラスの保護者、子育てサロン、両親教室等の参加者
	母子健康手帳※ ¹	妊娠届提出時に配布
	子育てガイド	乳児家庭全戸訪問時に配布
	絵本・大型絵本 (マール)	児童会館、図書館などで貸出、希望した保育所・幼稚園等
子ども アシスト センター	子ども用チラシ	小学1年・小学4年・中学1年生全員
	子ども用カード (春と秋)	小学校・中学校・高等学校及び特別支援学校の児童生徒全員
	子ども向け PR ステッカー (掲示用)	小学校・中学校・高等学校及び特別支援学校、児童会館、フリースクール等
	大人向け PR ステッカー (掲示用)	保育所・幼稚園・認定こども園、区役所、地下鉄駅、公共施設等
	大人用チラシ	一般、地域関係者など
	大人用カード	ドラッグストアの市内店舗、各区役所、各区保健センター、児童相談所、まちづくりセンター、市立保育所、区社会福祉協議会

※1 保健所で作成

② 広報紙 (ニュースレター)

子どもの権利に関する広報紙、子どもの権利救済機関の広報紙を発行し、学校、施設や地域関係者に配布。

名称	主な内容等
子どもの権利ニュース (一般向け)	市政における子ども参加の具体的事例 (年2回発行)
子ども通信 (子ども向け)	市政における子ども参加の具体的事例 (年2回発行)
あしすと通信 (主に保護者向け)	子どもアシストセンターの活動状況や相談事例など (年2回発行)

③ 出前講座等

学校関係者やPTA・保護者、地域団体等を対象に、子どもの権利や子どもの権利救済機関に関する説明・講座等を実施。令和4年度は、3年ぶりにペープサート人形劇によるあしすと出前講座を再開し、市内20か所の児童会館で開催したほか、子どもからの取材やインタビューなどにも応じるなど、様々な機会を捉えて実施した。

また、障がいを抱えた子どもやその保護者からの相談や救済の申立てに適切に対応していくため、障がい福祉課と連携し、障がいを抱える子どもの権利を守る環境づくりの第一歩として、障がい児施設の従事職員に、子どもの権利とアシストセンターに関する見識を深めてもらうよう、令和4年度に指定障害福祉サービス事業所等に対して行った「障害者総合支援法及び児童福祉法に基づく集団指導」の項目に「子どもの権利」を追加した。



▲ペープサート人形劇の様子

《実績》

年度	30年度	令和元年度	2年度	3年度	4年度
実施数	99	63	22	27	54※

※ 出前講座等対象の内訳：子ども（25）、学校関係者（4）、地域団体等（7）、その他（18）

④ 新たな普及啓発の取組

幼児から小学校低学年を対象とした、札幌市子どもの権利条例の絵本「おばけのマールとすてきなまち」を、希望する認可保育所や幼稚園・認定こども園16園に配布。園内での読み聞かせ等に活用してもらうことで、幼児に対する普及啓発の取組を進めた。

▼子どもの権利絵本
「おばけのマールとすてきなまち」



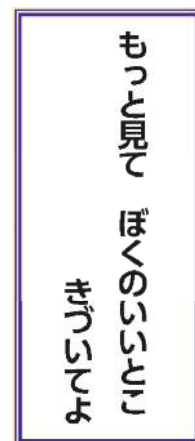
(2) さっぽろ子どもの権利の日事業

権利条例第5条に規定する「さっぽろ子どもの権利の日（11月20日）」の前後に、子どもの権利について、市民の関心を高めるための事業を実施。

① 子どもの権利 せんりゅう・ポスター展

より多くの子どもが子どもの権利について考えてもらえるよう、子どもの権利をテーマにせんりゅうとポスター作品を募集。せんりゅう、ポスターあわせて850作品の応募があり、その中から入選した奨励賞以上の作品は、ホームページに掲載したほか、市内3か所にて展示会を開催した。

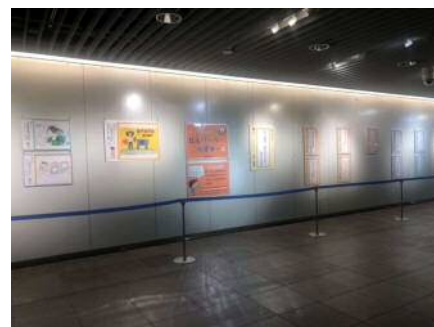
また、優秀賞以上の作品は、啓発カレンダーや子どもの権利広報紙に掲載し、市内の学校や関係機関に配布した。



▲令和4年度最優秀作品

《子どもの権利 センリゅう・ポスター展 開催概要》

期間	場所
令和4年11月1日（火） ～11月18日（金）	札幌市役所地下2階壁面掲示スペース
令和4年11月16日（水） ～11月23日（水祝）	アリオ札幌1階えぞゆりエレベーター横
令和4年11月25日（金） ～11月30日（火）	札幌駅前通地下広場（チ・カ・ホ）憩いの空間



▲チ・カ・ホ展示の様子

② 札幌市青少年育成大会

令和4年11月19日（土）かでの2・7で、青少年育成活動に関わる団体や個人が集い、次代を担う青少年の健全育成における課題について、講演を通して考える機会とする大会を開催した。同会場では、子どもの権利センリゅう・ポスターの入選作品を展示し、積極的な普及啓発を進めた。

(3) 学校教育における理解促進に向けた取組

① 教員研修の実施（教育センター等における研修）

教育委員会では、市立幼稚園・学校の新任管理職及び初任者を対象とした研修や一般教諭向けの研修講座を実施するとともに、全幼稚園・小中学校参加の「幼小中学校合同教育課程研究協議会」において説明を行った。

《新任管理職研修》

実施日時/対象	令和4年4月20日（水）9時50分から10時20分 新任管理職研修受講者（園長・校長61名）
内 容	講義「子どもの権利」他 講師：子）子どもの権利推進課長 新たに昇任した校長等に対し、子どもの権利を踏まえた学校経営を進めるため、条例の理念を生かした教育のより一層の充実や子どもアシストセンターの取組等について講義を行った。

《初任段階における研修「1年次研修」・新規採用養護教諭研修》

実施日時/対象	動画視聴による研修にて実施 配信期間：令和4年4月22日（金）～令和5年3月31日（金） 初任段階における研修「1年次研修」受講者（幼・小・中・中等教育学校・高等学校・特別支援学校教諭250名視聴）
内 容	講義「子どもの権利」、「子どもの権利を大切にしたい教育の実践」、 「子どもの貧困対策」 講師：子）子どもの権利推進担当係長、教）教育課程担当課指導主事 子）子どものくらし支援担当係長 初任者に対して、子どもの権利の基本的な考え方や実践例を紹介した。（コロナ禍のため、対面での講義を中止し、動画視聴による研修を実施）

《教育センター研修講座》

実施日時/対象	令和4年7月22日（金）～ …教員 149 名視聴
内 容	講座「いじめの対応と学校体制の在り方」【動画配信】 講師：教）児童生徒担当課指導主事 いじめ等のない信頼される学校づくりに向けた取組や、いじめに対する組織的対応の在り方についての講義を配信した。
実施日時/対象	令和4年7月22日（金）～ …教員 292 名視聴
内 容	講座「不登校への対応」【動画配信】 講師：教）教育相談担当課指導主事 本市における不登校施策、各施設の効果的な活用の仕方及び不登校についての基本的な考え方や現状についての講義を配信した。
実施日時/対象	令和4年7月22日（金）～ …教員 93 名視聴
内 容	講座「自殺予防の取組」【動画配信】 講師：守村 洋（札幌市立大学准教授） 青少年の抱える問題や自殺の実態や自殺の危険段階に応じた適切な対応についての講義を配信した。
実施日時/対象	令和4年8月8日（月） …教員32名参加
内 容	講座「いじめの対応～ピア・サポート①②～」 講師：池島 徳大（日本ピアサポート学会） いじめや不登校の未然防止に関するピア・サポート及び保護者や関係機関との連携等についての講義と演習を実施した。
実施日時/対象	令和4年8月2日（火） …教員 84 名参加
内 容	講座「教育相談～子どもの育ちを支える教育相談」 講師：嶋崎 政男（神田外語大学客員教授） 教育相談の基本的な考え方や児童生徒への対応等についての講義と演習を実施した。
実施日時/対象	令和4年8月2日（火） …教員 89 名参加
内 容	講座「不登校の対応～保護者や関係機関との連携～」 講師：嶋崎 政男（神田外語大学客員教授） 不登校の要因や背景、保護者や関係機関との連携・協働についての講義と演習を実施した。
実施日時/対象	令和4年10月5日（水） …教員 70 名参加
内 容	講座「危機管理～法的視野での危機管理～」 講師：黒坂 頌胤（札幌市弁護士会） 学校で発生する事例に対する法的視野での対応の在り方についての講義と演習を実施した。

《札幌市幼小中学校合同教育課程研究協議会》

実施日時/対象	令和4年12月8日（木）、9日（金）…市内幼稚園園長、小・中学校校長、教頭、教員 669 名参加
内 容	「人間尊重の教育」の観点から子どもの権利を踏まえた各教科における教育課程の編成について協議した。

② 「人間尊重の教育」教育推進事業による研究の実施

各学校で、権利条例の趣旨を踏まえた教育実践が行われるように、札幌市人権教育推進事業を実施した。その取組の一環として「札幌市『人間尊重の教育』フォーラム」を開催し、今日的な人権課題を窓口に、多様性を認め合う学校教育の在り方をテーマにした協議を行った。

また、全ての札幌市立小・中学校の子どもから一人一人を大切にすることをテーマとして集めた意見をもとに、各区代表の中学生による子ども運営委員会が中心となり、全市共通の合言葉となる「さっぽろっ子宣言『プラスのまほう』」を策定した。



《札幌市「人間尊重の教育」フォーラム》

実施日時/対象	令和4年12月26日（月）…市内小・中学校校長、教頭、教員 356 名参加
内 容	子ども一人一人が「自分が大切にされている」と実感できる学校づくりに向けて「子どもの声と向き合う活動の推進」、「『人間尊重の教育』の視点から捉えた生徒指導提要の改訂について」の二つのテーマについて協議した。

基本施策2 子どもの参加・意見表明の促進

(1) 市政やまちづくりへの子どもの参加の促進

① 子ども議会

未来を担う子どもたちが、主体的に札幌のまちづくりについて話し合い、発表する活動を通して、市政への子どもの参加及び意見表明の機会とする取組。

令和4年度は3年ぶりに対面開催を再開し、子どもたちの思いや考えを引き出し、より活発な話し合いが行われるよう、専門のファシリテーターを配置して実施。

公募で集まった子ども議員は、高校生・大学生のサポートの下、自ら設定した市政に関する5つのテーマについて、関連する部局の市職員から市の現状などを学んだ上で、話し合いを重ねた。

子ども議員は、市や市民ができることなどについて意見をまとめ、テーマごとのスライド資料を作成し、市長に直接報告した。

また、市長報告会の様子は札幌市広報部 Youtube 公式チャンネル SapporoPRD で広く公開した。

【実績】

○ 参加

- ・ 子ども議員：23名
- ・ 高校生・大学生サポーター：9名

○ 開催回数

- ・ 会議開催：4回
- ・ 市長報告会：1回

《意見概要》

テーマ	概要
ヒグマ対策	ヒグマと共存していくために、草刈りや電気柵の設置等の対策を実施するとともに、学校の授業の中でヒグマへの対応方法等を学ぶ機会をつくる。
観光	幅広い年代が安全・安心な観光をできるように、観光客向けホームページについて、子どもにも分かりやすい内容や、観光地の混雑状況・気象情報の掲載等の改善をする。
救急医療	救急搬送時の救急隊と病院の連絡を円滑に行うために、音声入力機能付きの救急隊アプリをつくる。
いじめ相談	子どもが相談しやすいように、いじめに関するアンケートを子どもが記載しやすい内容に変更するとともに、スクールカウンセラーへの相談方法等を改善する。
森林	自然とのふれあいや森林の適切管理のために、木材を活用したイベントの実施や、学校の授業の中で木材や森林について学ぶ機会をつくる。



▲話し合いの様子



▲市長報告会の様子

② 市政に対する子どもからの提案・意見募集ハガキ

子どもが市政について、気軽に提案や意見を言うことができるよう、返信用ハガキを添付した資料を作成し、学校や公共施設に配布した。子どもから寄せられた提案・意見（200 通）の概要やそれに対する札幌市の見解を、子どもの権利の広報紙に掲載している。



テーマ（担当課）	主な意見
①快適に過ごせる学校施設について （教育委員会学校施設課）	・熱中症予防のためエアコンを設置してほしい ・洋式便器を増やしてほしい ・階段にスロープや手すりをつける ・文字を消す手間が省ける電子黒板がいい ・自習や休憩ができる個人用スペースを作してほしい
②さぽーとほっと基金の活用について （市民文化局市民活動促進担当課）	・SNS を使った広告が効果的だと思う ・学校で寄付を体験する機会をつくる ・寄付の具体的な使用内容を伝える ・普及ポスターを子どもたちに考えてもらう

③ 市政やまちづくりへの子どもの参加と意見表明の機会の促進

子どもを対象としたパブリックコメント（キッズコメント）やアンケート、ワークショップを実施するなど、まちづくりへの子どもの参加や市政に子どもの意見を反映する取組を推進した。

《主な取組》

項目	内容
市長とじっくりトーク	市長が、特定の分野で活動をしている市民と率直な意見交換を行い、多様な意見を今後の市政運営の参考とする取組。令和4年度は、市内の高校生を対象に実施。「まちづくりへの思いとこれからの札幌」をテーマに、日頃の地域での活動のことや札幌をより良くするアイデアなどについて市長と語り合った。
札幌らしいコミュニティ・スクールの在り方検討委員会	家庭、地域、保護者、その他子どもの育成に関わる人たちがこれまで以上に連携協力を強化するための仕組みであるコミュニティ・スクールの導入に向けて、札幌らしいコミュニティ・スクールの在り方について検討する委員会。各種活動を行っている有識者や学識経験者などに加え、子どもの意見を取り入れるため、高校生委員2名が参加している。
次世代の活動の担い手育成事業 （中学生事業「まちしるべ」）	中学生を対象に、地域の町内会の方、まちづくり活動をしている大学生と一緒に、まちづくりに関する意見交換会「まちしるべ」を開催。町内会の活動をテーマに、町内会の取組等について学び、中学生にもできる「まちづくり活動」を考える機会とした。

(2) 施設や地域における子どもの参加の促進

① 子ども運営委員会

児童会館やミニ児童会館全館において、子どもたちの自主性や積極性を育むために「子ども運営委員会」を設置し、施設運営のルール作りや様々な行事の企画・運営に子どもたちの意見を反映させたほか、地域住民を交えた世代間交流や高齢者施設を訪問し歌やダンスを披露するなどの様々な体験活動を企画し実施している。

② 少年団体の支援

地域の子どもの活動等の中心としてふさわしい資質を持ったジュニアリーダーの育成をすることで、地域の活動の円滑化・活性化を図り、もって地域の子どもの健やかな成長を推進する「ジュニアリーダー養成研修」を実施しているほか、少年団体の育成、活動の推進、加入の促進等の支援を行っている。

③ 子どもの体験活動の場の支援

旧真駒内緑小学校跡施設「まこまる」において、プレーパークや昔遊びなど、多様な体験機会を子どもに提供する子どもの体験活動の場「C o ミドリ（こみどり）」の運営を支援している。C o ミドリでは、プレーパークを実施するほか、子どもたちにとって魅力的な様々な体験プログラムを提供している。

【実績】

○ 子どもの体験活動事業（プレーパーク及び体験プログラム）

- ・ 実施回数 245 回（プレーパーク 177 回、体験プログラム 68 回）
- ・ 利用人数 12,335 人（子ども 7,826 人、大人 4,509 人）

④ プレーパーク事業の推進

子どもの自主性・創造性・協調性を育むことを目的として、地域住民等が、公園等において規制を極力減らして開催・運営する「プレーパーク」を推進している。

《実績》

普及啓発事業	札幌市プレーリーダー研修会の実施、10 名参加 出前講座等：14 回、11,920 名参加
活動支援事業	プレーパーク実施団体に対する活動の支援 ・ 実施回数 140 回 ・ 参加者数 7,104 名

(3) 子どもの権利に関する施策実施状況の調査

① 庁内

各局区が実施している事業の中で、「子どもの参加」や「子どもに分かりやすい情報発信」の取組状況について調査し、庁内において情報共有することにより、子どもの参加等のより一層の推進につなげていくこととしている。

令和 2～3 年度は新型コロナウイルス感染症の影響により、多くの事業が中止となっていたが、令和 4 年度は感染防止対策を講じた上で、事業を再開したり代替事業を開催したりするなど、従前には至らないものの昨年度に比べて大きく回復した。

《子どもの参加 事例数》

年度	30 年度	令和元年度	2 年度	3 年度	4 年度
市政への参加※ ¹	60	49	29	34	31
行事等への参加※ ²	614	564	278	344	414
合計	674	613	307※ ³	378※ ⁴	445※ ⁵

※¹ 子ども向けのパブリックコメント、アンケート（単なる行事参加者アンケートは除く）、ワークショップの実施など、市政に対し意見を反映する機会となっているもの。

※² 行事の企画運営や当日の手伝い、発表者・来場者として参加しているものなど。

※³ 実施予定 559 件のうち、252 件が新型コロナウイルス感染症の影響により中止となった。

※⁴ 実施予定 569 件のうち、191 件が新型コロナウイルス感染症の影響により中止となった。

※⁵ 実施予定 480 件のうち、35 件が新型コロナウイルス感染症の影響により中止となった。

《子どもに分かりやすい情報発信 事例数》

年度	30 年度	令和元年度	2 年度	3 年度	4 年度
ホームページ	333	286	176	213	269
パンフレット等	323	310	173	217	267
その他	142	101	76	109	145
合計	798	697	425	539	681

② 地域

地域団体等が実施している、子どもの参加の実践例などの取組状況について調査し、情報を共有することにより、地域における子ども参加等のより一層の推進につなげていくこととしている。

令和 2～3 年度は新型コロナウイルス感染症の影響により、地域団体が実施する取組の多くが中止となっていたが、令和 4 年度は、感染防止対策を講じて再開した取組も多く、事例数は昨年度に比べて回復傾向にある。

《事例数》

年度	30 年度	令和元年度	2 年度	3 年度	4 年度
企画運営※ ¹	28	26	6	8	11
行事への参加等※ ²	265	274	73	93	144
大人の取組※ ³	101	107	63	66	92
合計	394	407	142※ ⁴	167※ ⁵	247※ ⁶

※¹ 行事の計画段階から子どもが関わっているもの。

※² 行事当日の手伝い、発表者・来場者として参加しているものなど。

※³ 子どもの見守り活動など、子ども自身は関わらないが、子どもの育ちのための大人の取組活動など。

※⁴ 実施予定 393 件のうち、251 件が新型コロナウイルス感染症の影響により中止となった。

※⁵ 実施予定 346 件のうち、179 件が新型コロナウイルス感染症の影響により中止となった。

※⁶ 実施予定 378 件のうち、131 件が新型コロナウイルス感染症の影響により中止となった。

基本施策3 子どもを受け止め、育む環境づくり

(1) 子どもの安心と学びのための環境づくり

① 学校における教育相談体制の充実

【相談支援パートナー事業】

不登校や不登校の心配のある子どもや家庭を支援する「相談支援パートナー事業」を実施した。全中学校のほか、小学校 100 校に試行的に「相談支援パートナー」を配置し、子どもたちが安心して学校で過ごすことができるよう、別室での学習や体験活動、玄関での出迎えや電話による働きかけなど、一人一人の状況に応じたきめ細かな支援を行った。

《実績》

年度	平成 30 年度	令和元年度	2 年度	3 年度	4 年度
支援を行った児童生徒数	804	1,019	1,073	1,360	2,101

【教育支援センター】

市内 6 か所の教育支援センターでは、不登校児童生徒の社会的自立へ向けた不登校状況の改善を図るため、仲間と関わりながら学習や体験的な活動に取り組む支援プログラムを実施した。

《実績（6 施設合計）》

年度	平成 30 年度	令和元年度	2 年度	3 年度	4 年度
登録児童生徒数	286	252	216	218	276

【スクールカウンセラー（SC）】

全ての市立学校に心の専門家であるスクールカウンセラーを配置し、不安や悩みを抱える児童生徒やその保護者への教育相談体制の充実を図った。スクールカウンセラーは、児童生徒や保護者向けの文書を発行したり、命の大切さをテーマにした授業の講師を務めたりするなど、各学校における心の健康に関する啓発に取り組んだ。

《SC の配置時数（時間/校）》

校種別	小学校	中学校	中等教育学校	高等学校	特別支援学校※
年間時数	69	284	560	280	840

※ 5 校合計

【悩みやいじめに関するアンケート調査】

教育委員会においては、「札幌市いじめ防止等のための基本的な方針」に基づき、「悩みやいじめに関するアンケート調査」を実施し、「いじめられたことがある」と回答した全ての子どもから状況を聞き取り、適切に対処した。各学校においては、必要に応じていじめ防止基本方針を見直すとともに、いじめの取組年間計画に基づいた組織的ないじめ防止策を推進した。

また、教育委員会のアンケート調査のほか、学校独自のアンケート調査を定期的に行い、その回答を基に子どもとのきめ細かな教育相談を実施することで、いじめの早期発見・早期対応に向けた取組の充実を図った。

《いじめに関する意識調査結果（市立小学校、中学校、高等学校の合計）》

年度	平成 30 年度	令和元年度	2 年度	3 年度	4 年度
いじめられた ことがある	13.1% (18,026 人)	12.9% (17,696 人)	9.9% (13,498 人)	10.5% (14,317 人)	10.8% (14,538 人)
ない	86.0% (118,047 人)	86.5% (118,249 人)	89.6% (122,402 人)	89.0% (121,445 人)	88.4% (118,689 人)

※ 「いじめられたことがある」と回答した全ての子どもから担任等が聞き取りを行い、保護者とも連携しながら相談・指導等を行うとともに、解消に向けて教育委員会が継続的に状況を確認している。

② 多様な学びを支える環境の充実

【フリースクール】

不登校児童生徒の受け皿として、学習支援や体験活動など、子どもの学びの環境の充実を図っているフリースクール等民間施設に対し、事業補助による支援を実施した。

《実績》

補助団体数	12 団体
補助額合計	21,819 千円（令和 4 年度交付額）
内容	配置職員の充実に係る費用、教材教具の整備、体験学習など活動の充実に係る経費の一部

【若者への支援（若者支援施設）】

若者の社会的自立を総合的に支援するため、市内 5 か所の若者支援施設を拠点として、高校生等を含む若者の居場所を提供し、若者の社会的自立に向けた支援や交流・社会参加のきっかけづくりを行っている。

平成 30 年度からは、高校中退者等の高卒認定試験に向けた学習支援を行うなど、若者の進学や就労の支援も実施している。

(2) 子どもが安心して暮らせる地域づくり

① 児童会館における地域の子どもの居場所づくり

【児童会館】

児童の放課後の生活を豊かにし、異年齢集団での遊びを通じた地域における児童の交流を深めることを目的としており、現在は 109 館整備している（令和 4 年度末時点）。小学校の改築等に併せて既存の児童会館やミニ児童会館を小学校と複合化した児童会館とする再整備を進めており、令和 4 年度は、「苗穂・本町児童会館」（本町小学校）を整備した。

【ミニ児童会館】

校区内に児童会館がない小学校の児童の放課後の居場所を確保するため、当該小学校の余裕教室等を活用したミニ児童会館を設置しており、現在は 90 館整備している（令和 4 年度末時点）。

【中・高校生の居場所づくり】

中・高校生の主体的な活動を促進・支援するための場所として、また家庭や学校以外にも自分自身が受け止められていると実感できる場所として、児童会館がその役割を果たせるよう、夜間利用「ふりーたいむ」の実施など、中・高校生の利用促進につながる体制及び環境づくりを行っている。

② 「子ども食堂」など地域の子どもの居場所づくりの推進

【子どもの居場所への関わり】

「子どものくらし支援コーディネート事業」において、子どもコーディネーターが地域を巡回する中で、子ども食堂など子どもの居場所にも出向き、気になる子どもがいた際のつなぎ等を依頼している。（訪問団体数：51件 ※令和5年3月末現在）

また、子ども食堂を中心に構成される「こども食堂北海道ネットワーク」とも情報交換を行い、関係団体との連携を図っている。

【子どもの居場所づくり支援事業】

子ども食堂など子どもの居場所づくり活動に取り組む団体や子どもの見守りを行う団体に対し、活動に係る経費の一部を補助する事業を実施している。

《子ども食堂活動支援補助金》

内容	子どもの居場所づくりをする活動で、新たに開始する場合、又は内容の拡充や機能の強化を図って取り組む事業に対する補助
対象経費	会場使用料、保険料、普及啓発費、物品・教材購入費などの経費
補助金額	10万円以内/年、補助率：対象経費の2/3以内
令和4年度実績	16団体に計1,315千円を交付

《子どもの見守り強化事業補助金》

内容	子どもたちに食事の提供、学習支援又は生活支援指導等の支援活動を実施する子ども食堂などの団体が行う居場所での活動や訪問による子どもの状況把握や見守りの活動に対する補助
対象経費	人件費、食材購入費、運搬費、物品・教材購入費、会場使用料、普及啓発費、保険料などの経費
補助金額	50万円以内/年、補助率：10/10
令和4年度実績	8団体に計1,703千円を交付

③ 青少年健全育成の取組

地域において青少年の健全育成を推進するため、連合町内会単位に各地区育成委員会を組織（90地区）し、社会参加や多様な体験機会等の提供、安心・安全の環境づくり事業など、町内会、学校など関係団体と連携を図りながら、地域の特性を生かしたさまざまな活動を行っている。

子どもの問題行動に早期に対応するため、子ども未来局及び各区役所に少年育成指導員を配置し、繁華街や駅などを巡回して声かけを行い、子どもへの親身な指導、助言などを通して非行化の未然防止や悩みごと等の相談アドバイスを行うほか、地域の諸団体へ青少年の健全育成・非行化防止に向けた取組の支援を行っている。

(3) 困難を抱える子どもへの気づき・相談支援

① 子どもの貧困対策の取組

子どもの貧困対策に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために、平成 30 年 3 月に「札幌市子どもの貧困対策計画」を策定し、相談支援体制の充実・強化、子育てや学びへの支援、保護者の就労支援など様々な取組を進めている。この計画においては、困難を抱える子どもや家庭を早期に把握し、必要な支援につなげることを特に推進すべき取組としている。

【子どものくらし支援コーディネート事業】

平成 30 年 8 月から、子どもの相談支援に豊富な経験を持つ「子どもコーディネーター」が地域を巡回して、困難を抱えている子どもや家庭を早期に把握し、必要な支援につなげる「子どものくらし支援コーディネート事業」を開始。以降、段階的に巡回対象地区を拡大し、令和 3 年 4 月より市内全域で実施している。令和 4 年度はこれにともなう新規相談の掘り起こしが落ち着き、1 件の相談により丁寧に対応するなど、支援の質の向上に取り組んでいる。

《実施状況》

年度	令和元年度	2 年度	3 年度	4 年度
相談受理件数	460 件	288 件	293 件	188 件
支援継続件数 (年度末時点)	738 件	605 件	687 件	584 件

② 児童生徒を取り巻く問題解決への支援（スクールソーシャルワーカー（SSW）活用事業）

児童生徒の悩みや困りの背景には、家庭、友人関係、地域、学校等の児童生徒がおかれている環境に問題が複雑に絡み合い、学校だけでは解決が困難なケースも多い。このため、教育の分野に関する知識に加えて、社会福祉等の高度な専門的知識や経験を有するスクールソーシャルワーカーを学校に派遣し、児童生徒がおかれた様々な環境に働きかけたほか、関係機関等とのネットワークを活用して問題の解決に向けた活動を進めた。

《SSW の対応件数》

年度	令和元年度	2 年度	3 年度	4 年度
対応件数	1, 904	2, 591	1, 851	2, 152

基本施策4 子どもの権利侵害からの救済

(1) 子どもの権利救済機関（子どもアシストセンター）の運営状況

権利条例第 33 条に基づき設置された子どもの権利侵害からの救済機関であり、「子どもの最善の利益」を判断の基準に、子どもが自らの力で次のステップを踏むことができるよう支援することを基本姿勢として、相談への対応、申立てに基づく救済活動等を行っている。



① 子どもアシストセンターの概要

【目的】

権利条例第 33 条に基づき、権利の侵害を受けた子どもに対して、迅速で適切な救済を図ること。

【特徴】

- 権利侵害に限らず幅広く相談を受ける。
- 相談の延長としての調整活動、救済の申立て、自己発意に基づく調査・調整・勧告等を行うことができる。
- 通話料のかからない子ども専用電話を設置している。
- Eメールによる相談を導入している。
- 令和2年度から LINE による相談を通年実施している。

② 相談活動の実績

令和4年度の相談件数は、実件数 1,136 件、延べ件数 2,705 件であり、前年度比では、実件数で 19.8%増、延べ件数で 6.3%減であった。なお、この件数には、相談者に他機関を紹介したものや、相談者の同意を得て学校や関係機関などに働きかけるなど調整活動を行った件数も含まれている。

＜相談件数【P. 2再掲】＞

年度	30 年度	令和元年度	2 年度	3 年度	4 年度
実件数	833 (11.7%減)	1,003 (20.4%増)	882 (12.1%減)	948 (7.5%増)	1,136 (19.8%増)
延べ件数	2,653 (19.6%減)	3,062 (15.4%増)	3,230 (5.5%増)	2,886 (10.7%減)	2,705 (6.3%減)

() は前年度比

【相談状況の内訳】

相談延べ件数（2,705 件）について相談者の内訳をみると、子ども本人からの相談が 1,788 件（66.1%）で最も多く、次いで母親からの相談が 652 件（24.1%）となっており、両者を合わせて相談延べ件数の 9 割以上を占めている。

相談方法別にみると、LINE が 1,144 件（42.3%）で最も多く、電話が 1,105 件（40.9%）、Eメールが 379 件（14.0%）と続いている。



《相談方法・子どもとの関係別延べ相談者数》

関係 相談方法	子ども 本人	父親	母親	親族	学校	その他	合計
電話	394	47	529	20	27	88	1,105
	14.6%	1.7%	19.6%	0.7%	1.0%	3.3%	40.9%
面談	47	3	12	2	3	5	72
	1.7%	0.1%	0.4%	0.1%	0.1%	0.2%	2.7%
Eメール	206	4	110	2	9	48	379
	7.6%	0.1%	4.1%	0.1%	0.3%	1.8%	14.0%
LINE	1,141	1	1	0	0	1	1,144
	42.2%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	42.3%
その他	0	0	0	1	0	4	5
	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.1%	0.2%
合計	1,788	55	652	25	39	146	2,705
	66.1%	2.0%	24.1%	0.9%	1.4%	5.4%	100.0%

③ 調整活動の実績

相談対応だけで問題の解決を図ることに限界がある場合、当事者同士の上に公的第三者として入り、問題解決のためのさまざまな調整が必要になることもある。このため、救済の申立てに至る前の「相談」段階においても、救済委員の判断でこれを行うこととし、「調整活動」と位置付けている。

令和4年度の調整活動は、22件の案件について実施した（3年度は32件）。

このうち学校と子ども（保護者）の間に立って問題の解決を図った学校を調整先とする案件は10件あった。なお、市児童相談所を調整先とした案件は、8件であり、うち1件は虐待が疑われる案件として、児童虐待の防止等に関する法律第6条に基づき「児童相談所への通告」をしたものである。

《相談項目・調整先別「調整活動」件数》

調整先 相談項目	小学校	中学校	高 校	市教育 委員会	市児童※1 相談所	その他	計
家庭生活 (放課後生活、虐待など)	1	2	0	0	4	5※2	12
学校（幼稚園）生活 (いじめ、子どもと教師の 関係、不登校など)	4	1	2	1	4	3※2	15
合 計	10			17			22※3

※1 各区家庭児童相談室を含む。

※2 北海道中央児童相談所（1件）、病院（1件）、少年サポートセンター（1件）、市スポーツ局（1件）、若者支援総合センター（1件）、その他（3件）

※3 複数の先に調整したケースがあるため、調整先の合計数と調整件数（22件）は一致しない。

④ 救済の申立てによる調査

救済の申立ての対象は、子どもの権利侵害の個別救済とし、解決のために必要なときは調査や調整を行う。調査や調整は、相手を諷めたり白黒をつけたりするのではなく、何が子どもにとって最善であるかを関係者が共有し、相互に理解しながら、子どもを支援することを目的とする。

令和4年度は、以下のとおり1件の救済の申立てがなされた。

権利侵害の申立て内容	調整先	調査結果等
医療的ケア児童への制度改善に関すること	—	国の政策的な判断に大きく依拠しているものであることから、札幌市子どもの最善の利益を実現するための権利条例第38条第7号により調査対象外とした

⑤ 子どものための相談窓口連絡会議

子どもに関する問題が多様化、複雑化する中で、行政機関だけでなく民間団体等も含めた幅広い連携が必要となるため、様々な相談機関に呼びかけて「子どものための相談窓口連絡会議」を開催している。

令和4年度は、新たに北海道のヤングケアラーの相談窓口である、北海道ヤングケアラー相談サポートセンター「ヤンサポ」も参加し、ヤングケアラーに関する相談・支援状況や、機関相互の連携事例等について情報交換を行った。

- 開催回数 2回
- 参加数 22機関

(2) 児童虐待への対応

① 児童虐待への対応状況

24時間365日対応している「子ども安心ホットライン」を児童相談所に開設しており、虐待通告を受け付けるとともに、子育ての悩み相談にも対応している。

各区の家庭児童相談室には、家庭児童相談担当係長、事務職員、家庭児童相談員がそれぞれ1名ずつ配置されているが、令和2年度以降、大規模区等に事務職員を1～2名増員する等、体制を強化している。

児童虐待取扱件数（児童数）としては、令和4年度で2,286件となっており、その内訳として身体的虐待：23.4%、性的虐待：1.2%、ネグレクト：20.6%で、特に心理的虐待の割合が全体の54.8%と多くを占めている。（児童相談所取扱分）

《児童虐待取扱件数（児童数）》

年度	30年度	令和元年度	2年度	3年度	4年度
児童相談所	1,885 (1.5%減)	2,401 (27.4%増)	2,562 (6.7%増)	2,402 (6.7%減)	2,286 (4.8%減)
区役所	231 (29.1%増)	276 (19.5%増)	295 (6.9%増)	297 (0.7%増)	415 (39.7%増)

() は前年度比

《児童虐待通告受付件数（児童数）》

年度	30 年度	令和元年度	2 年度	3 年度	4 年度
児童相談所	2,170 (2.0%増)	2,510 (15.7%増)	3,150 (25.5%増)	2,668 (15.3%減)	2,280 (14.5%減)
区役所	246 (19.7%減)	312 (26.8%増)	419 (34.3%増)	425 (1.4%増)	440 (3.5%増)

() は前年度比

② 児童相談体制の強化に向けた取組

専門的相談支援体制を強化するため、児童相談所職員を増員して「第3次札幌市児童相談体制強化プラン」（計画期間：令和2年度～令和6年度）に掲げる取組を計画的に実施。

令和3年7月1日より常勤弁護士（法務専門官）を配置し、児童相談所における法的対応体制を強化している。

また、同プランに基づき整備を進めている（仮称）第二児童相談所については、令和4年度に実施設計が完了。令和7年度中の開設に向けて準備を進めているところ。

(3) 権利侵害を起こさない環境づくり

① ヤングケアラー支援に向けた取組

【ヤングケアラー交流サロン】

令和4年10月より、家庭のような雰囲気で安心して過ごせるよう、市内中心部の古民家を会場に、主に高校生世代を対象に、当事者同士が気軽に悩みを打ち明けられ交流できる居場所機能と、必要に応じて連携支援を行う相談支援機能を兼ね備えた、ヤングケアラー交流サロンを開設。



交流会では、オンライン参加や、フリータイムを設け、参加者が自由に過ごすことができるようにするなど、より気軽に悩みを打ち明けられる場となるようなプログラムを取り入れている。

《実績》

日 時	毎月第二土曜日 14:00～15:30（終了後、放課後トーク～16:30 まで）
対 象	市内在住または在学する、15歳～18歳の高校生世代
参加方法	来場またはオンライン

《参加人数》

開催月	令和4年10月	11月	12月	1月	2月	3月※	合計
人数	5	4	8	5	4	9	35
個別相談件数	1	0	1	4	3	5	14

※ 3月は2回開催

【ヤングケアラー支援ガイドライン】

令和3年5月、国の関係機関による「ヤングケアラーの支援に向けた福祉・介護・医療・教育の連携プロジェクトチーム」から報告を受け、令和3年6月にヤングケアラーの支援策について組織横断的な検討を行うための作業ワーキンググループを子どもの権利総合推進本部に設置。支援体制等についての協議を進め、関係機関・団体等の共通認識を図ることで、ヤングケアラーを早期発見し、関係機関が連携し必要な支援につなげていくことを目的として、ヤングケアラー支援ガイドラインを策定した。

ガイドラインは地域関係者や学校等に配布したほか、庁内を始めとする関係機関などにも広く周知を行った。

【ヤングケアラー支援研修】

ヤングケアラーやその家族と関係する職員や地域関係者を対象に基礎編と実践編研修を開催。

ヤングケアラー世帯支援の基本的な知識やヤングケアラー支援ガイドラインを始めとした札幌市の取組について学ぶ基礎編は、オンラインで開催し、363人が参加（アーカイブ視聴含む）。

対面開催した実践編では、講義に加え、ヤングケアラー世帯をモデルに、実際の支援の場を想定したロールプレイを実施。受講者が支援者と支援を受ける側に分かれ、関係機関が連携して支援につなげるための課程を模擬的に体験、その内容をグループディスカッションし、ヤングケアラー世帯支援の知識や技能、ポイントについて学んだ。



《基礎編研修》

実施日時	令和5年1月31日（火）14：30～16：30（オンライン） アーカイブ配信期間：令和5年2月9日（木）～令和5年3月10日（金）
参加数	363人（アーカイブ配信含）
内 容	講義：ヤングケアラー支援ガイドラインについて 講師：子）子どもの権利推進課長
	講義：ヤングケアラー世帯の支援について 講師：Mental-Consul 代表 相内 雄介 氏
	講義：ヤングケアラー交流サロンについて 講師：さっぽろ青少年女性活動協会 松田 考 氏、森口 賀寿葉 氏

《実践編研修》

実施日時	①令和5年2月17日（金）14：00～16：30 ②令和5年2月22日（水）14：00～16：30 ③令和5年2月28日（火）10：00～12：30 ④令和5年2月28日（火）14：00～16：30
参加数	合計98人
講 師	Mental-Consul 代表 相内 雄介 氏

② 児童虐待防止の取組

地域における虐待の予防や早期発見に向け、オレンジリボン地域協力員の養成研修を実施しているほか、「児童虐待防止推進月間」（11月）を中心に、「オレンジリボン講演会」をはじめとした各種啓発活動を行っている。

また、保育所や学校、事業所の教職員など日常的に子どもと関わる方向けに、日常的に見てもらい支援の際に役立てられるよう、児童虐待防止ハンドブックのダイジェスト版を配布するとともに、相談先を周知するため小学校1年、4年、中学校1年に在籍する児童・生徒にミニカード付相談機関案内チラシを配布した。

《令和4年度 オレンジリボン講演会》

日 時	令和4年10月27日（木）～令和4年11月30日（水） 動画配信
内 容	講義：子どもへの向き合い方と地域の中での子育て ～体罰等によらない子育てを進めるために～ 講師：高祖 常子氏（認定NPO法人児童虐待防止全国ネットワーク理事） さまざまな家族の背景と、子どもへの向き合い方を知り、体罰等によらない子育てを進めるためのポイントについて講演した。

《医師による「子ども虐待対応のための研修会」》

日 時	令和5年1月20日（金）18:30～20:00（オンライン）
対 象	医師、看護師、ソーシャルワーカーなどの医療関係の方をはじめ、児童福祉関係分野に従事している方
内 容	講義：児童虐待とChild Death Review（チャイルド・デス・レビュー）について 講師：佐々木 理 （天使病院小児科科長 北海道大学小児科臨床客員講師） 子どもが死亡した際に子どもの既往歴や家族背景、死に至る直接の経過等の情報を関係機関から収集し、複数の機関によって検証を行うことで効果的な予防策を導き出し予防可能な子どもの死亡を減らすことを目的とする「チャイルド・デス・レビュー」について、北海道で実施している厚生労働省のモデル事業の取組について紹介するとともに、児童虐待を見逃すことのないよう児童虐待に関する知識について説明した。

③ 社会的養護児童に向けた取組

児童養護施設や里親等に措置されている児童に対し、措置先で安心した生活を送るために必要な子どもの権利について理解を促すことを目的に、「子どもの権利ノート」を作成し、手渡している。

なお、内容は措置先や子どもの年齢、理解の程度に応じたものになるよう工夫している。



▲施設用
（幼児・低学年版）



▲里親・ファミリーホーム用
（高学年版）

④ 児童虐待防止対策推進本部

令和4年度に開催した本部会議においては、令和元年6月死亡事例に係る検証報告書及び外部評価報告書を踏まえた各局区の具体的な取組内容やその実施状況に対する自己評価等について協議した。また、児童虐待防止に従事する幅広い職員の育成体系の共通の基盤となる「子ども虐待防止に関する職務に従事する職員の人材育成ビジョン（以下「職員育成ビジョン」という。）」等の内容について報告を受け、今後の取組方針などについて協議を行った。

職員育成ビジョン	外部有識者と庁内関係部局の職員を委員とした「子ども虐待防止に係る人材育成検討委員会」を設置し、児童虐待防止に従事する全ての職員が持つべき理念や、具体的な支援場面においてとるべき行動を柱として規定した「職員育成ビジョン」を令和5年3月に策定して全職員へ周知を図った。 今後は、職員育成ビジョンの内容を各職場や職域ごとの人材育成に反映させるなどして、引き続き、全庁一丸となって人材育成の取組を進めていく。
----------	--

⑤ 困難を抱える若年女性支援事業

「令和元年6月死亡事例に係る検証報告書」の提言の1つである「思春期・若年期に焦点を当てた支援の枠組みの必要性」と実態調査で明らかになった課題を踏まえ、令和3年8月から、様々な困難を抱える10代後半から20代の女性を主な対象に、支援を必要としている方とつながり、必要な支援を届けていくアウトリーチ型の支援事業「LiNK」を開始。

SNSを用いた呼びかけや相談、ネットパトロール、繁華街の夜回りなどのアウトリーチ支援や、居場所の確保、就労や医療機関の連携など自立に向けた支援のほか、行政機関、民間支援団体などによる関係機関連携会議を設置し、各関係機関との連携を図りながら支援を行っている。

【アウトリーチ支援】

《夜間見回り等の実施状況》

夜間見回り実施回数	12回
SNS見回り実施回数	47回

《相談及び面接の実施状況》

相談方法	電話	メール	SNS	面談	訪問	その他	計
相談人数	1	0	132	17	0	1	151
延べ人数				18	0		

【居場所の提供に関する支援】

《宿泊を伴う保護人数》

短期	4
長期 (2週間を超える場合)	6

【自立に向けた支援】

《自立支援計画を策定した人数／年齢別人数》

年齢別	18 歳未満	18 歳以上 20 歳未満	20 歳以上 25 歳未満	25 歳以上 30 歳未満	30 歳以上	不明	計
人 数	0	4	2	0	0	0	6

Ⅲ 子どもの権利に関する施策の推進体制

1 子どもの権利委員会の運営

権利条例に基づく附属機関として平成21年11月に設置。令和4年度は、第6期委員会（令和3年2月～令和5年2月）において権利条例に関する取組状況の検証を行った。

【実績】

- ・委員数：15名（公募委員6名、うち3名が子ども委員）
- ・分野：学識経験者、学校関係者、PTA関係者、児童福祉関係者、地域関係者
- ・開催回数：1回

2 第3次子どもの権利に関する推進計画

権利条例に基づき、家庭、学校・施設、地域における子どもの権利の保障を進めるための具体的な取組を定める計画を策定。計画の評価・検証は、子どもの権利委員会で実施している。

【計画期間】

令和2年度～令和6年度（5年間）

【基本理念】

子どもの権利を尊重し、子どもの輝きがすべての市民を笑顔で結ぶまち

【基本施策】

1. 子どもの権利を大切にする意識の向上
2. 子どもの参加・意見表明の促進
3. 子どもを受け止め、育む環境づくり
4. 子どもの権利侵害からの救済

《成果指標》

指標	対象	アンケート調査※1		目標値 (6年度)
		令和3年度	4年度	
自分のことが好きだと思ふ子どもの割合	子ども	67.3%	67.2%	80%
子どもの権利についての認知度	子ども	70.2%	70.7%	75%
	大人	69.7%	65.7%	75%
子どもの権利が大切にされていると思う人の割合	子ども	58.5%	61.7%	70%
	大人	53.0%	49.6%	65%
いじめなど不安や悩みを身近な人などに相談する子どもの割合（目標値は令和5年度）※2	小学生	94.1%	94.1%	96%
	中学生	88.4%	89.4%	90%
	高校生	92.4%	94.1%	90%

※1 「子ども・子育てに関する市民アンケート調査」結果。子ども未来局が実施。

※2 「札幌市教育振興基本計画」の成果指標。「悩みやいじめに関するアンケート調査」結果。教育委員会が実施。

《活動指標》

指標項目	平成 30 年度	令和 2 年度	3 年度	4 年度	目標値 (4 年度)
出前講座など子どもの権利に関する啓発活動件数 (累計)	—	22 件	49 件	103 件	300 件※
地域団体等による子どもの参加の取組の実施数	265 件	73 件	93 件	144 件	280 件
子どもアシストセンター 「LINE」相談件数	38 件	813 件	736 件	1,144 件	1,000 件
オレンジリボン地域協力 員登録人数 (累計)	16,346 人	17,080 人	18,006 人	19,441 人	19,200 人

※ 令和 2 年度～令和 4 年度の啓発活動の累計件数。